

災害時等における電力供給に関する協定書

新庄市長 山尾順紀（以下「甲」という）と、永井建設株式会社 代表取締役 永井敏行（以下「乙」という）は、新庄市大字萩野字吐出 254 番地外に事業者永井建設株式会社が設置する土内川小水力発電所（以下「発電所」という）、最大出力 459Kw の発電事業において、地震や風水害等の災害時における電力の供給及び給電設備の提供（以下「電力供給等」という）について、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時等において、甲が乙の協力を得て、甲の指定する避難所等に、乙の発電所で発電した電気を充電したポータブル電源による電力供給を行い、避難所等の運営を円滑に行うことができるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時等に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- (1) 新庄市内の避難所等施設又は新庄市が指定する場所への電力の供給
- (2) 電力供給に伴う設備等の提供
- (3) 設備の運搬、設置・配置・充電及び撤去
- (4) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに電力供給を行うものとする。

（費用負担）

第 4 条 乙が甲の要請に基づく電力供給等に要した費用については原則無償とする。

（管理）

第 5 条 甲が、乙より貸与されたポータブル電源の取り扱いは、甲、乙の協議により取り決め、甲が管理する。

（故障等の対応）

第 6 条 甲がポータブル電源を貸与されている間に、貸与されたポータブル電源に故障

または紛失等があつた場合、甲に明らかな過失のある場合を除いて、甲は責任を負わないものとする。

2 現状復帰の方法については、甲、乙が協議のうえ決めることとする。

（返却）

第 7 条 ポータブル電源の返却時期については、避難所等の閉鎖時期を勘案し、甲、乙が協議のうえ決めることとする。

（協定の期間）

第 8 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 箇月前までに、甲、乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、協定期間は、さらに 1 年間更新され、その後も同様とする。

（協議）

第 9 条 本協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 1 5 日

甲 新庄市沖の町 10 番 37 号

新庄市長

山尾順紀



乙 新庄市五日町字宮内 322 番地の 1

永井建設株式会社

代表取締役

永井敏行

